

○庄原市自治振興センター設置及び管理条例
平成18年9月29日条例第46号

改正

平成19年12月27日条例第65号
平成20年10月6日条例第49号
平成21年12月7日条例第45号
平成22年12月17日条例第28号
平成23年12月15日条例第26号
平成24年12月11日条例第44号

庄原市自治振興センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 協働のまちづくりをめざし、住民自治活動の充実を図るため、自治振興区等の主体的な地域づくり活動並びに生涯学習活動等の拠点施設として、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の規定に基づき、庄原市自治振興センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、別表第1のセンターの管理を市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 この条例(前項及び次条並びに第9条を除く。)において、市長が管理するセンターについては、「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの管理運営に関する業務

(2) センターの使用許可に関する業務

(3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(4) 法第244条の2第8項の規定に基づき、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める指定管理施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、別に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をするとき、必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設及び設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、施設の管理運営に支障があると認められるとき。

(使用料)

第9条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用料金とする指定管理施設については、利用料金を納付しなければならない。

3 前項に定める利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。この場合において、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市が公共的又は公益的な目的で使用するとき、使用料の適用を除外する。

(使用料の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は他の地方公共団体が、公共的又は公益的な目的で使用するとき。

(2) 前号に定めるもののほか、特別な理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設の管理上特に必要があるため、指定管理者が使用の許可を取り消したとき。

(2) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用することができなくなったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、特別な理由があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が、偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用者が、使用料を納期限までに納付しないとき。

(4) 施設の管理運営に支障があるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、特にその使用を不相当と認めるとき。

2 前項の措置により使用者に損害が生じることがあっても、指定管理者はその責めを負わない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別な設備の制限)

第14条 使用者は、センターを使用するに当たって、特別な設備をし、又は備品以外の物品を使用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。第12条の規定により、使用の停止又は許可の取消しの措置を受けたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第16条 センターの建物及び設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、庄原市公民館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第89号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年12月27日条例第65号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月6日条例第49号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月7日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(庄原市公民館設置及び管理条例の一部改正)

2 庄原市公民館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第89号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市民会館設置及び管理条例の一部改正)

3 庄原市民会館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第90号)の一部を次のように改正す

る。

(次のよう略)

(庄原市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

- 4 庄原市立図書館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第93号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市屋外体育施設設置及び管理条例の一部改正)

- 5 庄原市屋外体育施設設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第104号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市高齢者活動施設設置及び管理条例の一部改正)

- 6 庄原市高齢者活動施設設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第129号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市農村集会施設設置及び管理条例の一部改正)

- 7 庄原市農村集会施設設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第170号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 8 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成22年12月17日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(庄原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 庄原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年庄原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市公立学校設置条例の一部改正)

- 3 庄原市公立学校設置条例(平成17年庄原市条例第83号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市公民館設置及び管理条例の一部改正)

- 4 庄原市公民館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第89号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正)

- 5 庄原市公立学校体育施設の開放に関する条例(平成17年庄原市条例第100号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市農村集会施設設置及び管理条例の一部改正)

- 6 庄原市農村集会施設設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第170号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 7 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月15日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(庄原市公民館設置及び管理条例の一部改正)

- 2 庄原市公民館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第89号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市民会館設置及び管理条例の一部改正)

- 3 庄原市民会館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第90号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市立図書館設置及び管理条例の一部改正)

- 4 庄原市立図書館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第93号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(庄原市老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

5 庄原市老人福祉センター設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第122号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

6 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月11日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(庄原市公民館設置及び管理条例の廃止)

2 庄原市公民館設置及び管理条例(平成17年庄原市条例第89号)は、廃止する。

別表第1(第2条、第3条関係)

名称	位置
庄原市庄原自治振興センター	庄原市西本町二丁目17番15号
庄原市高自治振興センター	庄原市高町821番地4
庄原市本村自治振興センター	庄原市本村町1234番地1
庄原市峰田自治振興センター	庄原市峰田町1445番地2
庄原市敷信自治振興センター	庄原市板橋町203番地6
庄原市東自治振興センター	庄原市七塚町11番地2
庄原市山内自治振興センター	庄原市山内町813番地4
庄原市北自治振興センター	庄原市川北町154番地3
庄原市西城自治振興センター	庄原市西城町大佐734番地
庄原市八鉾自治振興センター	庄原市西城町小鳥原615番地1
庄原市小奴可自治振興センター	庄原市東城町内堀1100番地1
庄原市八幡自治振興センター	庄原市東城町森2668番地2
庄原市田森自治振興センター	庄原市東城町栗田1715番地1
庄原市東城自治振興センター	庄原市東城町川東1188番地2
庄原市帝釈自治振興センター	庄原市東城町帝釈未渡2021番地
庄原市久代自治振興センター	庄原市東城町久代2105番地1
庄原市新坂自治振興センター	庄原市東城町三坂330番地
庄原市口和自治振興センター	庄原市口和町向泉934番地4
庄原市上高自治振興センター	庄原市高野町新市1283番地
庄原市下高自治振興センター	庄原市高野町下門田8番地
庄原市比和自治振興センター	庄原市比和町比和1119番地1
庄原市総領自治振興センター	庄原市総領町下領家278番地

別表第2(第4条、第9条関係)

庄原市自治振興センターの使用料の額

		一般使用		営利、宣伝等での使用		区分・単位
		施設	冷暖房	施設	冷暖房	
庄原自治振興センター	研修室G	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	実験実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
高自治振興センター	大会議室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	実験実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
本村自治振興センター	大会議室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	調理実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	屋内運動場	無料	無料	2,000円	600円	1時間当たり

	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
	屋外運動場	無料	—	1,000円	—	1時間当たり
峰田自治振興センター	会議室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	実験実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
敷信自治振興センター	大会議室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	実験実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
東自治振興センター	会議室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	実験実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
山内自治振興センター	会議室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	実験実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
北自治振興センター	会議室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	実験実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
西城自治振興センター	大集会室	無料	無料	2,000円	600円	1時間当たり
	農研室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	第2研修室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	調理実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
	照明・音響設備(大集会室)	無料			3,000円	1日・1回当たり
八銚自治振興センター	調理実習室	無料	無料	1,000円	200円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	200円	1室・1時間当たり
	屋内運動場	無料	無料	2,000円	600円	1時間当たり
	屋外運動場	無料	—	1,000円	—	1時間当たり
	屋外照明	無料			1,000円	1時間当たり
小奴可自治振興センター	大研修室	無料	無料	2,000円	200円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	200円	1室・1時間当たり
八幡自治振興センター	大研修室	無料	無料	2,000円	200円	1時間当たり
	調理実習室	無料	無料	1,000円	200円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	200円	1室・1時間当たり
	屋外運動場	無料	—	1,000円	—	1時間当たり
田森自治振興センター	大研修室	無料	無料	2,000円	200円	1時間当たり
	調理実習室	無料	無料	1,000円	200円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	200円	1室・1時間当たり
東城自治振興センター	研修室(全室使用)	無料	無料	1,500円	600円	1時間当たり

	研修室(3分の2使用)	無料	無料	1,000円	500円	1時間当たり
	研修室(3分の1使用)	無料	無料	500円	300円	1時間当たり
	調理実習室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
	市民ロビー	無料	無料	500円	300円	1時間当たり
帝釈自治振興センター	大研修室	無料	無料	2,000円	200円	1時間当たり
	調理実習室	無料	無料	1,000円	200円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	200円	1室・1時間当たり
久代自治振興センター	大研修室	無料	無料	2,000円	200円	1時間当たり
	調理実習室	無料	無料	1,000円	200円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	200円	1室・1時間当たり
新坂自治振興センター	各部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
	屋内運動場	無料	無料	2,000円	600円	1時間当たり
口和自治振興センター	大集会室	無料	無料	5,000円	2,500円	1時間当たり
	(第1会議室)					
	研修室	無料	無料	2,000円	1,000円	1時間当たり
	(第2会議室)					
	農業情報室	無料	無料	1,000円	600円	1時間当たり
	(第3会議室)					
	和室	無料	無料	500円	300円	1時間当たり
上高自治振興センター	大集会室	無料	無料	2,000円	600円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
	照明・音響設備(大集会室)	無料			3,000円	1日・1回当たり
下高自治振興センター	各部屋	無料	無料	500円	300円	1室・1時間当たり
	屋内運動場	無料	無料	2,000円	600円	1時間当たり
	照明・音響設備(屋内運動場)	無料			3,000円	1日・1回当たり
比和自治振興センター	大会議室	無料	無料	2,000円	600円	1時間当たり
	調理教室	無料	無料	1,000円	300円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	300円	1時間当たり
	照明・音響設備(大会議室)	無料			3,000円	1日・1回当たり
	映写機	無料			1,000円	1日・1回当たり
	ビデオ装置	無料			1,000円	1日・1回当たり
総領自治振興センター	大集会室	無料	無料	2,000円	1,800円	1時間当たり
	市民ホール	無料	無料	1,000円	800円	1時間当たり
	調理研修室	無料	無料	1,000円	500円	1時間当たり
	その他の部屋	無料	無料	500円	500円	1室・1時間当たり
	照明・音響設備	無料			3,000円	1日・1回当たり

(大集会室)

備考 1時間未満の端数処理については、30分以上は1時間とし、30分未満は切捨てとする。